訪問介護重要事項説明書

# 重要事項説明書

## 1. 事業者

事業者名 有限会社 ヒューマンケアあゆみ

代表者氏名 上野 哲也

所在地 滋賀県草津市野路町467-1 ウイング21 202号室

TEL 077 (564) 5588 FAX 077 (564) 5591

## 2. 事業所

事業所名 有限会社 ヒューマンケアあゆみ

介護保険指定 滋賀県知事指定事業者 事業者番号 2570600607

所在地 滋賀県草津市野路町467-1 ウイング21 202号室

連絡先 TEL 077 (564) 5588 FAX 077 (564) 5591

通常の事業 通常の事業の実施地域は、草津市、大津市、栗東市、守山市とする。 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

## 3. 事業の目的および運営方針

#### 事業の目的

支援、介護を必要とする方々の、今まで暮して来られた歴史を尊重して、現在持っておられる能力を生かし、また伸ばせるよう、適切な援助を行い、安定した生活を送っていただくことを目的とします。

#### 事業の運営方針

- 1 事業所の管理者、訪問介護員、その他の職員(以下訪問介護員等と言う)は、本人の 基本的人権を大切にし、心身の状況に応じた援助を行います。
- 2 事業所の訪問介護員等は、研修や研鑽を重ね、深い専門性を持って、支援、介助を 必要とする方々が能力に応じて自立した生活が送れるよう、生活全般にわたる援助 を行います。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス、ご家族 と綿密な連携を取り、チームケアによる質の高いサービスの提供に努めます。

## 4. 訪問介護 運営の方針

# (指定訪問介護の運営の方針)

- 1. 指定訪問介護事業の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護 その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5. 事業所の職員体制 (令和 6 年 3月 19日現在)

			資	格	常	勤	非常勤	業務内容	<del>1</del>
管	理	者	介護福	百祉 士		1名		管理 (兼務)	名
サー	ビス提供責任	者	1 級 億	新祉士 等了者 等了者		3名 名 名		業務監督調整	名
従	事	者	介 護 福 実務者研 初任者研 事 彩	F修終了 F修終了		名名名名	7名 1名 1名 1名	訪 問 介 護 訪 問 介 護 訪 問 介 쬻	名 名 名 名

6. 営業日、および営業時間とサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、21時まで常時連絡が可能な体制とする。

## (1)サービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早 朝 7:00~8:00	夜 間 18:00~21:00	深 夜 22:00~6:00	備考
月~土	0	0	0	×	
日·祝	0	0	0	×	

- ① 時間帯により料金が異なります。
- ② ×印のサービスの提供時間帯のご利用についてはご相談に応じます。

その他の休業日

12月30日から1月3日までは休業とさせていただきます。

## 7. サービス内容

サービス開始前に本人やご家族等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則(自己決定・残存能力の活用・生活の継続性)」を守り、本人の自立した生活の実現にむけ援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。

## ① 食事介助

食事はできるだけ離床して行なうようにするとともに、介護用品等の利用によりご自分で食べることができるようにケアします。また本人とのコミュニケーションを取りながら、その人のペースで食事ができるように行い、楽しい雰囲気づくりにも心がけます。

### ② 入浴介助

安全に留意し、心身に過度の負担をかけないようにするとともに、本人のペースは尊重 し、楽しみな入浴とします。体調のすぐれない日は入浴を中止し、入浴中に体調の変化 があったときは、ただちに中断し、家族や医師の指示を仰ぐなど適切に対処します。

## ③ 清拭

心身に過度の負担をかけないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせて行ないます。

#### ④ 排泄介助

できるだけトイレを利用するよう援助しますが、それでも無理な場合は、すぐにおむつを使うのではなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えるなど、できる限り自立した排泄手段を考えて援助します。

#### ⑤ 買物

本人の希望や要望を尊重して行ないます。本人が自分で選び楽しむ機会をもてるよう外出の援助も考えます。

## ⑥ 調理

本人の身体状況、咀嚼力、嚥下力、消化力にあわせた調理方法、栄養バランス、好み、 味加減や経済性、継続性を総合的に考え、援助内容を組み立てます。本人の食習慣を尊 重しつつ、改善できる部分は本人や家族等と話し合って行ないます。

#### ⑦ 掃除・整理整頓

本人の生活空間や掃除方法は、長年の生活習慣がありますので、必ず、本人や家族の同意を得てから行ないます。常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけるとともに、作業は効率よく行ないます。

#### ⑧ 洗濯

衣類の素材や量に応じた、適切な洗濯を行ないます。

#### ⑨ 受診付添

医療機関への受診付添のほか、処方された薬の受け取りを行ないます。

#### ⑩ 介護相談

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助につなげるようにします。

## ① 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

・ご家族のために行なう行為や、ご家族が行なうことが適当と判断できる行為

- ・ヘルパーが行なわなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を超える行為

(例:正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輌の清掃、ペットの世話、家屋の修理、 大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模 様替え)

## 8. 利用料金

(1) 利用料(令和 3年4月1日現在)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割~3割で、基本報酬額は下記のとおりです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、改訂により料金が変動することがあります。

当事業所は加算取得要件を満たした加算を算定しますので、お支払いいただく料金は下記の基本報酬額にご利用者様の負担割合に応じて加算されます。(※1)

#### ① 訪問介護

	時間	通常	早朝夜間	深夜
	20分未満	167	209	251
身体介護	20~30分 未満	250	313	375
謢	30~60分 未満	396	495	594
	90~120分 まで	663	829	995

		(		
生活援助	時間	通常	早朝夜間	深夜
	20~45分 未満	183	229	275
	45分 以上	225	281	338
通院乗降		98	124	149
			/	

(単位:円)

(単位:円)

※1表記は基本報酬額です。別途、特定事業所加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰ、地域加算等(事業所が取得する加算)が、それぞれご利用者様の自己負担割合に応じて加算されます。

# 【加算】

◇初回加算 1月につき200単位を加算

加算要件:新規の訪問介護計画作成ご本人様に対して、初回月内にサービス提供責任者自ら訪問 介護を行い場合又は他の訪問介護員等が訪問介護に同行訪問した場合。

◇緊急訪問介護加算 1回につき100単位を加算

加算要件:本人やその家族等からの要請で、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携して、ケアマネージャーが必要と認めたときにサービス提供責任者又は、その他の訪問介護員等が居宅介護サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

※基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、本人の居宅サービス計画 (ケアプラン) に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※追加料金については、その内容についても異なります。

※介護報酬改訂時や月額負担額については月日数、ケアプラン等で変動があります。その際、 文章にて通知し本人または家族等の同意をいただきます。

## (2) 交通費

- ①通常の実施地域内にお住まい方は無料ですが、地域外で当該介護サービスを行う場合の 交通費はその実費をいただきます。
- 尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額をいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの距離1キロメートルにつき15円と し、その往復分。
- (3) キャンセル料

本人や家族等の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合が あります。

- ① ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合:無料
- ② ①以外の場合

: 500円

- (4) その他
  - ① 本人のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用 は本人のご負担になります。
  - ② 料金のお支払方法 毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までに現金でお支払下さい。

## 9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員が説明いたします。介護支援専門員を選択していただき、サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※当事業所のサービスを利用するに当たり、本人または家族等の方で契約している居宅 介護支援事業所がある場合は、事前に同所の介護支援専門員とご相談ください。

- (2) サービスの終了
  - ① 本人または家族等のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がご ざいます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 本人が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた本人の要介護認定区分が、非該当(自立)と認 定された場合
- ・本人がお亡くなりになった場合

# (3) その他

- ① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、本人 やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事 情により、当事業所を閉鎖した場合、本人または家族等は文書で解約を通知すること によって即座にサービスを終了することができます。
- ② 本人が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または本人やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- (4) サービス利用のために
  - ① ホームヘルパーについて
    - ・サービス提供計画時に担当のヘルパーを決定します。
    - ・但し、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替して、サービス提供 する場合があります。
    - ・都合によって、予定されていたヘルパーが訪問できなくなった時は、速やかに代わり のヘルパーを訪問させるよう手配し、本人及びその家族等に対して、サービス利用上 の不利益が生じないよう十分配慮します。
    - ・また、その場合は変更理由を本人または家族等に説明し了承を得るよう努めます。
  - ① ホームヘルパーの変更

本人または家族等から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、なるべく希望の添えるような形ですすめていきたいと思います。ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談係等にご遠慮なく相談ください。

③ ヘルパーへの研修等

研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。

- ④ サービスマニュアルの作成
  - 訪問介護計画書等のサービスを提供するための本人別のマニュアルを整備しております。
- ⑤ サービス提供証明書の交付について

本人は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該本人に関するサービス実施記録を閲覧できます。また希望があった場合は速やかに交付します。

# 10. サービス内容に関する相談・苦情 訪問介護に関する相談、要望、苦情等は下記の窓口までお申し込みください。

	所在地	滋賀県草津市野路町467-1 ウイング21 202号室
有限会社	担当者	上野哲也・長谷川香織・日置智也
ヒューマンケアあゆみ	電話	077 (564) 5588
	ファックス	077 (564) 5591
	受付時間	受付は21時まで(緊急時除く)
	所在地	滋賀県草津市草津3-13-30
草津市健康福祉部介護保険課	電話	077 (561) 2369
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	所在地	滋賀県大津市市役所本館2階
大津市健康福祉部介護保険課	電話	077 (528) 2753
	受付時間	午前8時40分から午後5時25分
	所在地	滋賀県栗東市安養寺1-13-33
栗東市長寿福祉課介護保険係	電話	077 (551) 0281
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	所在地	滋賀県守山市吉身2-5-22
守山市健康福祉部介護保険課	電話	077 (582) 2525
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	所在地	滋賀県大津市中央4-5-9
滋賀県国民健康保険団体連合会	電話	077 (510) 0065
(A)	FAX	077 (510) 6606
	受付時間	午前9時から午後5時00分
	所在地	草津市笠山七丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内
滋賀県運営適正化委員会	電話	077 (567) 4107
(あんしん・なっとく委員会)	FAX	077 (561) 3061
	受付時間	午前9時から午後5時00分

※土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は休み

## 11. 高齢者虐待防止

事業者は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が本人等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 12. 事業運営の開示について

①事業計画及び財務内容の閲覧について

当事業所は、事業計画及び財務内容に関する資料を一般あるいは本人及びその家族の求めに応じて開示します。

②介護サービス情報の公表について 当事業所は、「介護サービス情報の公表制度」に基づき、情報を公開しています。

# 13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

本書面に基づいて重要な事項の説明を行ないました。

# 事業者

所在地 〒525-0055 滋賀県草津市野路町467-1 ウイング21 202号室

名 称 有限会社 ヒューマンケアあゆみ

説明者 氏名 印

事業者から重要事項の説明を受けました。

本人 住 所

代理人 住 所

氏 名 📵